

注文していない商品が宅配便で届いた。 どうすればいいか？

【相談例】「注文していない商品が宅配便で届いた。どうすればいいか？」

【アドバイス】「一方的に送り付けられた商品は、直ちに処分することができます！」

特定商取引法の改正により、令和三年七月六日以降、注文や契約をしていないにもかかわらず、一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができるようになりました。

また、事業者から金銭を請求された場合、

①金銭を支払う必要はありません。仮に商品を開封や処分しても、金銭の支払いは不要です。事業者から金銭の支払を請求されても、応じないようにしましょう。

②支払義務があると誤解して、金銭を支払ったとしても、事業者に対し、その金銭の返還を請求することが可能です。ただし、後から自分や家族が注文したことがわかった場合は、支払義務が生じます。十分確認しましょう。

さらに、誤配送のように該当しない場合もありますので、心当たりのない荷物が届き、対応に困った時は、清須市消費生活センター、または消費者ホットライン電話番号「188」までご相談ください。

